

R3.12.20開催 第7回医療・介護WGに関する委員・専門委員からの追加質疑・意見

No	議題	質疑・意見	厚生労働省 回答
1	議題1： 介護施設における介護サービスの生産性向上及び医療アクセスの向上について	(厚労省から回答することになったWG席上質疑) 資料1-4(厚労省提出資料)のP2「介護職員の必要数」について、211万(2019年度)から280万人(2040年度)に伸びているが、これは要介護認定者数の伸びと同じ比率で伸びているという理解でよいのか。	御指摘の介護職員の必要数については、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による2019年の介護職員数約211万人を、各市町村が策定した「第8期介護保険事業計画」のサービス見込み量等に基づき都道府県が推計したものを集計したものとなっています。 基本的に、要介護認定者数の増加に伴い、サービス見込み量も増加するため、必要な介護職員数もそれに応じて増加することが見込まれます。 2023 2025 2040 要介護認定者数(万人) 715 745 872 介護職員数(万人) 233 243 280
2		有料老人ホームの人員配置基準の見直しについて、ますます深刻化する介護人材不足や、それに伴う介護職員の処遇改善の必要性を踏まえれば、次期介護報酬改定に向けて検討することは遅すぎるため、どのような段取りで、どのようなエビデンスを事業者と協力して収集し、どのようなスケジュール感で結論を出すのか、あらためて検討いただき具体的に示してほしい。	テクノロジーの活用による人員配置基準の緩和等については、令和3年度介護報酬改定において、令和2年度に実施した実証研究によるデータを踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会で精力的に議論を行ったところです。当該議論の中で、 ・ 介護ロボット等の技術については、介護現場の生産性向上に向けて非常に重要であり、具体的な活用方法について導入事例も踏まえながら検討してはどうか。 ・ 介護現場の革新や業務負担の軽減という観点から、介護ロボットの活用を進めていくことは是非とも必要なことであるため、介護報酬での評価や人員基準の緩和をさらに進めていただきたい。 ・ ロボットやセンサーなどの様々なICTの効果的な活用を促す措置が必要であり、介護現場の革新を図っていく必要があるのではないか。といった意見があった一方で、 ・ ICTの活用や文書負担軽減などの働いている人への支援は重要である一方で、単純に人を減らしてしまうと職員の負担増になる恐れがあり、職員数の減に繋がることのないよう、慎重に検討すべきではないか。 ・ 見守り機器の導入で利用者が放置されるような事態は絶対に避けるべきであり、緩和についてはきちんと調査を行い、検証し、結果に応じて柔軟に修正すべきではないか。 ・ データがないものを業務も規模も異なるサービスにむやみに拡大というのは危険ではないか。少数のデータをもって全国に適用するというのはなかなか理解が得られないのではないかと。見守り機器では直接介護業務は減るわけではないので、しっかり検証しないと職員の業務負担が増えることもあるので、検証の数を増やしてエビデンスレベルを高めるべきではないか。といった懸念を表明した意見など、様々な意見をいただいた上で、最終的に、テクノロジーを活用した場合の夜間の人員基準の緩和等を行ったところです。 また、そうした中で、令和2年12月にとりまとめられた介護報酬改定に関する審議報告において、今後の課題として「テクノロジーを活用した場合の人員基準の緩和等について、利用者の安全確保やケアの質、職員の負担、人材の有効活用の観点から、実際にケアの質や職員の負担にどのような影響があったのか等、施行後の状況を把握・検証するとともに、実証データの収集に努めながら、必要な対応や、介護サービスの質や職員の負担に配慮しつつ、更なる介護現場の生産性向上の方策について、検討していくべきである。」との指摘をいただいています。 厚生労働省としては、こうした令和3年度介護報酬改定の際にいただいた各種意見や審議報告で示されている諸論点について、必要かつ十分な実証データを十分にそろえていくことが重要であると考えており、令和3年度より、当該エビデンスデータの収集を行う実証事業を国の事業として実施しているところです。
3		ユニット型特養における見守り機器等を活用した場合の夜間の人員配置基準の見直しについて、既に従来型特養(多床室)では認められているところであり、エビデンス収集に努めるとのことだが、次期介護報酬改定に向けて検討することでは遅すぎるため、どのような段取り・スケジュール感で検討を行い、いつまでに結論を出すのか、あらためて検討いただき具体的に示してほしい。	具体的には、令和3年度は、上記の介護報酬改定の内容を踏まえた、夜間における見守り機器等を導入した場合等の実証を中心に行ってきたところですが、来年度は、さらに実証の対象を拡大し、いわゆる介護助手の活用や、介護事業者等から提案のあった生産性向上の取組等をテーマとして、意欲ある介護事業者と積極的に協力しながら実証事業を進めることとしており、令和4年4月から速やかに事業が実施できるよう、実証事業を担う委託事業者の3月中の決定に向け、厚生労働省として準備を進めているところです。 本事業で収集するデータについては、例えば、介護職員が行っている業務を、利用者に直接触れる移動・排泄・食事等の介助や清拭などの専門性の高い直接的な介護業務と、清掃・洗濯・配膳、必要品の買出しなどのそれ以外の業務等に仕分けを行った上で、テクノロジーや介護助手等の導入により、介護職員の業務が直接的な介護業務の割合等も含めてどのように変化するのか、ケアの質が適切に確保されているかどうか、働き方や職場環境がどう改善したのかなど、利用者の安全確保やケアの質、職員の負担、人材の有効活用等の観点から収集することを考えております。 介護給付費分科会において速やかな議論が行えるよう、令和4年度前半以降、随時、実証事業の進捗等を同分科会に報告するとともに、令和4年度第4四半期頃から令和5年度において、収集したデータ等に基づき、介護現場の生産性向上等に係る人員基準の方向性及び関連する報酬の取扱い等を具体的に議論していくという想定スケジュールの下、着実に検討を進めてまいります。 (参考) ご指摘の人員基準や夜勤職員の基準については、厚生労働大臣が定めるに当たり、介護保険法第74条第4項や社会保障審議会令第5条等の規定により、あらかじめ社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴かなければならないとされています。 また、介護報酬の改定は、通常、介護保険制度における事業計画期間にあわせて、3年に1度実施することとしているところですが、介護報酬の算定の元となる介護保険サービスは、当該基準を満たす事業所により提供されるものであることから、同分科会で基準及び報酬について一体的に議論しているところであり、同分科会における議論は、介護報酬改定の前年末に審議報告としてとりまとめられ、これを受け、厚生労働省において、必要な省令等の改正を行っております。

R3.12.20開催 第7回医療・介護WGに関する委員・専門委員からの追加質疑・意見

No	議題	質疑・意見	厚生労働省 回答
4	議題1： 介護施設における介護サービスの生産性向上及び医療アクセスの向上について	ユニット型特養の定員見直しについて、「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」という内容では、各自治体の運用は変わらないと考えられる中、次期介護報酬改定に向けて検討することでは遅すぎるため、すみやかに通知等(※)を发出することも含めて検討すべき。どのような段取り・スケジュール感で検討を行い、いつまでに結論を出すのか、あらためて検討いただき具体的に示してほしい。 (※)ケアの質や職員負担等に関して明らかな問題がないケースにおいては、15人定員が可能である旨を明らかにした文書	ユニット型特別養護老人ホームの1ユニットあたりの入居定員については、基準省令(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)に「おおむね10人以下としなければならない」と規定した上で、解釈通知において、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であることなどを要件に、10人を超えるユニットも認めることとしていましたが、令和3年度介護報酬改定において、基準省令に「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」と規定した上で、解釈通知において、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットを認めることを明記して自治体に周知しているところです。 これを踏まえて自治体が適切に対応するものと考えておりますが、ご指摘を踏まえ、今後、その旨をあらためて周知するための事務連絡等を発出いたします。
5		ユニット型特養における見守り機器等を活用した業務効率化の手法について、「生産性向上に資するガイドライン」で事例紹介されているとのことだが、「訪室による夜間巡視をICT機器による巡視に置き換えることが可能である」という理解でよいのか。その場合、現場にその理解が浸透していないのであれば、当ガイドラインその他において、その旨を明記する必要があるのではないのか。	ご指摘の巡視については、見守り機器等を活用することにより、居室への訪問を個別に必要とする利用者がいない場合など、状況に応じ、訪室に抛らない見守りとして差し支えないと考えています。 「生産性向上に資するガイドライン」において、見守り機器等を活用した場合の定時巡視のオペレーションの変更や効果的な運用等の事例を紹介し、手法の普及を図っているところですが、ご指摘も踏まえ、今後、本ガイドラインや事務連絡等で、その旨を明記いたします。
6		現在、特養における医療提供の実態調査を行っているとのことだが、特養への訪問診療を可能とすることに関し、どのようなスケジュール感で検討を行い、いつまでに結論を出すのか、具体的に示してほしい。	現在、「特別養護老人ホームにおける医療ニーズに関する調査研究事業」において、入所者の医療ニーズや看護職員の役割、施設における感染症対策の状況等、特別養護老人ホームにおける医療提供の実態把握を行う調査を実施しており、令和3年度末に結果をとりまとめる予定です。 この調査結果等を踏まえ、ご指摘の訪問診療も含めた特別養護老人ホームにおける医療ニーズへの対応のあり方について、令和6年度の次期介護報酬改定に向けて、速やかに社会保障審議会介護給付費分科会等で議論し、必要な対応を検討してまいります。